

様式第8号(刑訴第198条)

(甲)

供 述 調 書	
本 籍	神奈川県 [REDACTED]
住 居	神奈川県 [REDACTED]
	(電話 [REDACTED])
	(携帯 [REDACTED])
職 業	会社役員 (大川原化工機株式会社)
氏 名	大川原 正明 (おおかわら まさあき)
	昭和24年5月14日生 (70歳)
上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件につき、令和元年1月19日、警視庁総務部留置管理第一課原宿分室において、本職は、あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ、任意次のとおり供述した。	
1 言いたくないことは言わなくてよいと刑事さんから説明を受けて理解しました。	
本日は、私が噴霧乾燥器の輸出規制案文について部下の島田順司取締役に指示した内容についてお話します。	
今後、島田順司取締役のことを島田と言ってお話します。	
噴霧乾燥器が輸出規制対象貨物に追加されることについては、当時経済産業省とのやり取りを任せていた島田から随時報告を受けていましたが、規制前のある時、「経産省の作った案文です。何か意見があれば出して欲しいと言っています。」と島田が輸出規制案文を社長室の私のところまで持ってきました。	
私は、経済産業省が意見を求めているとのことだったので、自分の考えを	

警 視 庁

口頭かメモ紙に書いて島田に渡し、指示しました。
2 島田から見せられた当時の輸出規制案文を見せていただけたらより具体的 にお話できます。
この時本職は、平成30年12月17日付け当課司法警察員巡査部長 [REDACTED] 作成の「出力印字結果報告書（本社第424号メール）」に添付された資料の 必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料1として本調書末尾に添付す ることとした。
資料1の1枚目上部に
Subject : 霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案について
From : [REDACTED] <[REDACTED]>
Date : 2012/12/19 11:35
To : <[REDACTED]>
CC : <[REDACTED]>
大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿
お世話になっております。
経済産業省安全保障貿易管理課の [REDACTED] です。
等と記載があり、メール文中央部分に
添付ファイルのとおり当方が作成した政省令等改正案
政省令等案については、 [REDACTED] の噴霧乾燥機
の規制テキスト（英文）をある程度日本語に翻訳したもの
等とあるとおり、このメールは、
2012年（平成24年）12月19日

警 視 庁

に経済産業省の[]さんという職員から島田や当時専務であった相嶋静夫に
[]の合意を踏まえた政省令等案が送られたもので、
規制内容に対する意見を求められていることが分かります。
私は、資料1の3枚目にある「[]の規制デ
キスト」を見ながら私の意見であり要望を口頭又はメモで島田に伝えました。
まず、資料1の3枚目の上段に
6. Spray-drying Equipment
Spray drying equipment capable of drying toxins or
pathogenic microorganisms having all of the following
characteristics:
と英文の記載がありますが、日本文では、中央部分の
政令案※貨物を指定
輸出令3の2(2)6
で示しているとおおり、単に
噴霧乾燥機
と記載されています。
この英文をそのまま翻訳すれば「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できる
という特徴を持つ噴霧乾燥器」になると思いますが、日本文の輸出規制案文
には「毒素や病原性」などという文言等が反映されていなかった為、これで
はあらゆる用途の噴霧乾燥器が対象と読み取れる規制になってしまうと思い
ました。
つまり、
英文のとおり毒素等を乾燥することができる特殊仕様の噴霧乾燥

警 視 庁



器に限定されなければ、当社の噴霧乾燥器は該当となる可能性があ
る
英文どおりの輸出規制になるよう経済産業省に要望する必要があ
る
と思ったので、私の考えを島田に伝え、指示したのです。
3 島田に指示した具体的な内容については、当時の島田と経済産業省のやり
とり等が分かればより具体的にお話できます。
この時本職は、平成30年12月17日付け当課司法警察員巡査部長 [REDACTED]
作成の「出力印字結果報告書（本社第424号メール）」に添付された資料の
必要部分を被疑者に示し、説明を受けた後、資料2として本調書末尾に添付す
ることとした。
資料2の上部に
Subject: RE: 噴霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案について
From: int Ohkawara Kakohki [REDACTED] "<[REDACTED]>
Date: 2012/12/26 11:58
To: <[REDACTED]>
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室
[REDACTED] 様
噴霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案についてメールを頂き
出張中であつたため返事が遅れ大変申し訳ございません。
下記のようにご返事申し上げます。
等と記載があり、メール中央部分に

大川原化工機株式会社
島田順司
とあるとおり、このメールは、
2012年(平成24年)12月26日
に島田が経済産業省の[]さんに送った政省令案に対する私の意見を踏まえ
た大川原化工機株式会社としての意見です。
この提案の中で
1) []で規定した“capable of drying toxins or pathogenic”
を政令あるいは省令に記載した方が良いと思います。
と記載されていますが、これは先程話したように
汎用用途機が対象となれば当社の噴霧乾燥器が該当になる可能性
があったため、毒素等を乾燥することができる専用機に限定するこ
とで当社の噴霧乾燥器を含む汎用用途の噴霧乾燥器が規制対象にな
らないよう
にと提案しました。
また、
3) “in situ”を”定置した状態で“としていますが、”分解せ
ずに”とした方が意味が明確になるのではないのでしょうか。
の部分については、以前お話したとおり、
「定置した状態」では意味がはっきり伝わりづらい
と思ったので自分の意見を島田に伝えて指示した内容です。
なお、資料2の2)の提案内容については私が島田に指示した記憶はあり
ません。

その理由として、提案の2)の中で超音波ノズルをあげていますが、超音波ノズルは熱に弱いため、蒸気滅菌や乾熱殺菌に適さず、耐薬性もないため薬液殺菌にも適しません。

会社として経済産業省に提案する以上、間違った意見を出す訳にはいきませんので、輸出規制案文が求めている「滅菌又は殺菌をすることができるもの」という要件を満たさないノズルを私が提案することはありません。

ただ、島田が何故、超音波ノズルをあげたのかまでは分かりません。

また、私は技術に関することや会社の方針等は基本的に相嶋静夫さんに相談するようにしていましたので、この時も島田に指示する前に相嶋さんに指示内容が間違っていないか確認していると思います。

もっとも、私が島田に指示した目に相嶋さんが在社していたという確証がないので相嶋さんに確認したと思うとしか言えません。

相嶋さんは2012年当時、当社の専務を務め現在は顧問ですが、技術面では当社において第一人者であり、人力も絶大でした。

4 これまで話したように、2012年当時、私は輸出規制案文どおりの輸出規制では広範囲な規制になってしまうと懸念を抱き、規制対象を限定してもらうため、島田を通じて経済産業省に規制案文の変更を要望したのですが、最終的には輸出規制が開始される際の規制文に反映されませんでした。

大川原正明

以上のとおり録取して読み聞かせた上、閲覧させたこと、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に捺印した上、末尾に署名捺印した。

前 同 日

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

警視庁公安部外事第一課

司法警察員警部補

立会補助者

警視庁公安部外事第一課

司法警察員警部補

警 視 庁

資料 1

Subject: 霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案について

From: [REDACTED]

Date: 2012/12/19 11:35

To: <[REDACTED]>

CC: <[REDACTED]>

大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿

お世話になっております。

経済産業省安全保障貿易管理課の [REDACTED] です。大変ご無沙汰してります。
一昨年よりご相談させて頂いた [REDACTED] の輸出規制
において決定された噴霧乾燥機について、再度、ご相談があり連絡を
しております。

下記メールにてお知らせしたとおり、[REDACTED] にお
いて本年4月に噴霧乾燥機の規制が合意されましたが、[REDACTED]
における規制は、国際法的には紳士協定のため日本にお
いて輸出管理の規制品目とする場合には、政令(輸出貿易管理令(通
称:輸出令))及び省令(輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別
表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(通称:貨物等省令))に
追加する必要があります。

噴霧乾燥機をこれらの政省令に追加し施行されて初めて我が国として
噴霧乾燥機の輸出管理が始まります。

つきましては、噴霧乾燥機の業界として一番大きい御社に初案として
添付ファイルのとおり当方が作成した政省令等改正案をご確認頂き、
我が国でこの政省令等改正案を以て噴霧乾燥機の輸出管理が始まった
場合、何か問題があるかどうか(この文言では貨物を特定出来ない等)
等、忌憚なきご意見を頂ければ幸いです。

なお、政省令等案については、[REDACTED] の噴霧乾燥
機の規制テキスト(英文)をある程度日本語に翻訳したのとなっ
ておりますが、一部、意図的に翻訳していない箇所もあります(capable
of drying toxins or pathogenic microorganisms等)。これは、我が
国法制度上、このような文言を翻訳し規定しても、例えば毒素等を乾
燥することが可能かどうか判断が出来ないことから採用していないた
めです(他の輸出規制貨物についても同様の措置を取っております)。
また、「atomization nozzles」を「2流体ノズル」と訳しております
が、業界の通常の言葉の使われ方として、この訳は正しいものでし
ょうか。ご確認頂ければと存じます。

可能であれば、12月27日(木)までにご一報を頂ければ幸いです。

以上、年末でお忙しいところ大変恐縮ですが、何卒よろしくお願いい
たします。

[REDACTED]
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室

URL: [http://www.\[REDACTED\]/policy/anpo/index.html](http://www.[REDACTED]/policy/anpo/index.html)

—Original Message—

From: [REDACTED]
Sent: Wednesday, April 11, 2012 7:15 PM
To: [REDACTED]
Cc: [REDACTED]
Subject: 霧乾燥機の輸出規制について

大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿
各位

大変お世話になっております。

経済産業省安全保障貿易管理課の [REDACTED] です。

[REDACTED] における噴霧乾燥機の規制についていろいろと御知見を頂き
ありがとうございました。

本日付で、[REDACTED] において噴霧乾燥機の規制が合意(以前お知らせし
た文言通り)されましたのでお知らせします。

まだ、更新はされておりませんが、以下の [REDACTED] のホームページ
で規制が公開される予定です。

[http://www.\[REDACTED\].et/en/controllists.html](http://www.[REDACTED].et/en/controllists.html)

なお、我が国において噴霧乾燥機を輸出管理品目とするには、
政省令の改正等を行う必要があり、実施にはまだ時間がかか
る状況です。

また、提示して頂いた御懸念(水分蒸発量の解釈、粒子径の
計測方法の解釈等)については、政省令等の改正の際に反映
させていく所存です。

政省令改正の際には、再度、御知見を拝借する事があるかも
しれませんが、その際には何卒ご協力のほどよろしくお願い致
します。

[REDACTED]
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室

URL: [http://www.\[REDACTED\]/policy/anpo/index.html](http://www.[REDACTED]/policy/anpo/index.html)

添付ファイル:

噴霧乾燥機政省令.doc

16.4 KB

6. Spray-drying Equipment

Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics:

- i. a water evaporation capacity of ≥ 0.4 kg/h and ≤ 400 kg/h
- ii. the ability to generate a typical mean product particle size of ≤ 10 micrometers with existing fittings or by minimal modification of the spray-dryer with atomization nozzles enabling generation of the required particle size; and
- iii. capable of being sterilized or disinfected in situ.

政令案※貨物を指定

輸出令3の2(2)6

噴霧乾燥機

省令案※貨物のスペックを規定

貨物等省令第2条の2第2項第六号

噴霧乾燥機であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ 水分蒸発量が1時間につき0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 2流体ノズルを持つ噴霧乾燥機の既存の設備若しくは最小の設備変更によって平均粒子径10マイクロメートル以下の粉体を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

解釈案※省令で規定した貨物のスペックを補足する情報を規定

水分蒸発量：入口温度及び出口温度にかかわらず、1時間につき最大の水分蒸発量をいう。

平均粒子径：レーザー解析により測定したものをいう。

資料 2

Subject: RE: 噴霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案について
From: [REDACTED]
Date: 2012/12/26 11:58
To: [REDACTED]

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課安全保障貿易国際室
[REDACTED]様

噴霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案についてメールを頂き
出張中であつたため返事が遅れ大変申し訳ございません。
下記のようにご返事申し上げます。

- 1) [REDACTED]で規定した“capable of drying toxins or pathogenic”を政令あるいは省令に記
載した
方が良いと思います。そうでなければ、他国に比べ広範囲の規制となり一般輸出に影響が出る恐れが
あります。
- 2) “atomization nozzles”は広範囲に噴霧ノズルを意味するもので、two fluid
nozzle (2流体ノズル) は
種々あるノズル噴霧方式の一方式です。他に圧力ノズル、超音波ノズル等がありま
す。
- 3) “in situ”を”定置した状態で”としてますが、”分解せずに”とした方が意味が明確に
なるのでは
ないでしょうか。

[REDACTED]の決定事項に従い是非一般貿易に影響が出ないよう規定されるようよろしくお願い
致します。

大川原化工機株式会社
島田順司
〒224-0053 横浜市都筑区池辺町3847
[REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED]
Sent: Wednesday, December 19, 2012 11:35 AM
To: [REDACTED]
Cc: [REDACTED]
Subject: 霧乾燥機の輸出規制に係る政省令案について
Importance: High

大川原化工機株式会社
島田海外営業部長 殿

お世話になっております。

経済産業省安全保障貿易管理課の[REDACTED]です。大変ご無沙汰してります。
一昨年よりご相談させて頂いた[REDACTED]の輸出規制
において決定された噴霧乾燥機について、再度、ご相談があり連絡を